広島県告示第千五十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和八年十一月二日

広島県知事　横　田　美　香

一　急傾斜地崩壊危険区域の名称

阿品（一六九三―三）地区

二　急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
廿日市市	阿品二丁目			四七一四番一〇	標柱一号及び一六号
	阿品四丁目			四七一四番四	標柱二号
				四七一三番八	標柱三号
				三九三番一〇九	標柱四号
		地御前	田尻	三九三番一〇七	標柱五号、六号及び七号
	阿品二丁目			四七一二番一四	標柱八号
				二三三一〇番一地先水路敷	標柱九号及び一〇号
				二一一九四番一四地先道路敷	標柱一一号
				二三二二番六	標柱一二号
				二三二二番三	標柱一三号
				二三二一九番一	標柱一四号
				二三二一九番二	標柱一五号